

消費税増税に伴う 表示方法について

いよいよ 10月1日から消費税率 10%がスタートします。
消費税の表示方法はお決まりですか？

I. 消費税の表示方法について

ケース1 対消費者取引の組合

■ 価格表示方法を統一して、お客様の混乱を回避しましょう！

例1) 本体価格 (税込価格)

例2) 本体価格 + 消費税

ケース2 事業者間取引の組合

■ 取引先に消費税の負担を明確にすることによって消費税の転嫁を進めましょう！

例1) 取引先に「税抜価格」で交渉し、「税抜価格」での取引価格を決定

例2) 見積書や請求書などの消費税額の表示を別枠にした様式に統一

※ 例1)の消費税転嫁対策特別措置法による総額表示義務の特例の適用期限は、2021年3月31日に延長されています。

II. 表示カルテルってどうやったらいいの？

ステップ 1

組合で情報収集して、
どんな表示がいいか組合員
みんなで話し合ひましょう。

ステップ 2

執行部案を理事会で決議し、
組合員に情報提供をしましょう。

ステップ 3

表示カルテルを実施することを
総会(総代会)で決議しましょう。

ステップ 4

組合員が結束して、
決まった表示方法を
周知徹底させましょう。

ご相談先

「表示カルテル」や「転嫁カルテル」についてのご相談は、最寄りの中小企業団体中央会の「消費税転嫁対策相談窓口」にご相談ください。

～全国中央会では、「中小企業組合等のための消費税転嫁対策の手引き」を作成しています。～